

公 告

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 安部 孝之

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

品名	規格	単位	数量	納地	納期
非常用自家発電機点検役務	仕様書のとおり	ST	1	横浜駐屯地	令和6年3月29日

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - 資本関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係にある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供等」の等級格付がB・C・D等級である者。

3 契約条項を示す場所

入札心得等については、中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地のホームページに掲示する。

4 説明会・入札執行日時及び場所

- 説明会

実施しない。

(2) 入札

令和5年7月7日（金）10時30分 横浜駐屯地入札室

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除とする。

(2) 契約保証金：免除とする。

(3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 遅延賠償：遅延部分の1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

(1) 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札

(2) 入札に関する条件に違反した者の入札

(3) 入札金額が明瞭でない入札

(4) 入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札又は、押印がない場合に責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がない場合

(5) 電報、電話、FAXによる入札

(6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

(7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

(1) 総品目総額により決定する。

(2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書等の作成

契約金額が50万円以上の場合は請書を、契約金額が150万円以上の場合は契約書を作成し、それ以外は省略する。

9 その他

(1) 入札参加希望者は令和5年7月6日（木）の17時00分までに下記の連絡先に一報すること。

(2) 第3号に示す内容について誓約の上、入札書に付記すること。

(3) 上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

(4) 第2項第5号に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。

(5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。

(6) 郵便入札により参加する場合は、令和5年7月6日（木）の17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(7) 本記載事項に関する問い合わせ先

入札に関する事項：横浜駐屯地会計科契約係 市川

TEL：045-335-1151（内線340）

FAX：045-335-1151（内線539）

(8) 横浜駐屯地ホームページアドレス

<https://www.mod.go.jp/gsdf/yokohama/>

仕 様 書

非常用自家発電機点検役務

仕様書番号

営5-22

作成年月日

令和5年6月12日

作成者

中央輸送隊 管理科

1 適用役務

この仕様書は、陸上自衛隊中央輸送隊で実施する「非常用自家発電機点検役務」について適用する。

2 役務実施場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地

3 役務に関する要求

(1) 役務内容

陸上自衛隊横浜駐屯地にある非常用発電機に係る保守点検業務を行う。

(2) 対象施設

エンジン部分	規格等	
	製造者	(株)小松製造所
	形式	SA6D125 (ラジエータ式)
		立形水冷4サイクルディーゼル機関
		シリンダ数：6筒
出力	259kW	
発電機部分	規格等	
	製造者	(株)明電舎
	形式	E-AF
	出力	容量：300kVA 4P
		電圧：6600V
周波数：50Hz		

(3) 実施期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

点検日については、官側担当者と調整の上、指定された日に実施すること。

4 細部内容

(1) 保守点検

点検対象となる非常用発電機の各点検部位及び点検項目については、次項の別表を参照の上、作業を行うこと。なお、別表の点検項目に記載が無いもので、製造所が別に定める点検項目がある場合は、当該部位についても点検を行う。

件名	非常用発自家電機点検役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
1. 発電機室	① 小動物が侵入する恐れのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 廃油処理が行われていることを確認する。 ④ 照度を測定し点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑤ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。 ⑥ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。
2. 本体基礎部	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無を点検する。 ③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。 また、たわみ軸継手を使用されているものは緩衝用ゴムの損傷の有無を点検する。
3. 原動機 a. ディーゼル ル 機関	① 原動機の据付け状況を点検する。 ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④ クランクケース、過給機、燃料ポンプ、调速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。 ⑤ 潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。 ⑥ 機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否 ⑦ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。 ⑧ 调速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。 ⑨ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。 ⑩ 過流式機関及び予燃料室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無を点検する。
b. ガスタービン	① 原動機の据付け状況を点検する。 ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④ ボアスコープ等により燃焼器内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
4. 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。 ④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正值であることをを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等を清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバー等の取付状態を点検する。 ⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。 ⑦ 潤滑油の汚損状態及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。
5. 発電機制御盤類 【発電機盤、自動始動盤補機盤】 a. 盤本体内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検をする。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検する。 ⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。
b. 盤内機器	① 自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。 ② 交流遮断器は、下記の当該事項による。 (ア) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (イ) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 (ウ) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (エ) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 (オ) 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。 (カ) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③ 計器用変圧器・変流器は、下記の当該事項による。 (ア) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (イ) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 (ウ) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (エ) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
b. 盤内機器	<p>(オ) 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。</p> <p>(カ) 電流ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>(キ) 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(ク) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(ケ) 電流ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>(コ) 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(サ) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>④ 高圧負荷開閉器は、下記の当該事項による。</p> <p>(ア) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(イ) 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否を点検する。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。</p> <p>(ウ) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(エ) 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(オ) 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。</p> <p>(カ) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(キ) 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。</p> <p>(ク) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。</p> <p>(ケ) 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。</p> <p>⑤ 指示計器・保護継電器は、下記の当該事項による。</p> <p>(ア) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(イ) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p> <p>(ウ) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(エ) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(オ) 各指示器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。</p> <p>(カ) 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。</p> <p>(キ) シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）を行う。</p> <p>(ク) 保護継電器の動作試験を行う。</p> <p>⑥ 低圧開閉器類は、下記の当該事項による。</p> <p>(ア) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>(イ) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p> <p>(ウ) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(エ) 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。</p> <p>(オ) 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。</p>
c. 制御回路部	<p>① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱異常音、異常振動等の有無を点検する。</p>

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	4 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
c. 制御回路部	<p>② 補機盤は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置 燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ・ 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。
6. 補機付属装置類	<p>① 蓄電池は下記の当該事項による。</p> <p>(ア) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>(イ) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。</p> <p>(ウ) 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。</p> <p>(エ) 架台及び外箱に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>(オ) 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。</p> <p>(カ) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、燃損及び腐食の有無を点検する。</p> <p>(キ) 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。</p> <p>(ク) 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について行う。 ・ アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 <p>(ケ) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。</p> <p>② 始動回転試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。</p>
b. 燃料槽	<p>① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、合わせて油面系の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性、ワイヤー等の損傷の有無を点検する。</p> <p>② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。</p> <p>③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。</p>

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	5 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
b. 燃料槽	④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。 ⑥ 燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。 ⑦ 地下燃料タンクのマンホール内のさびの有無を点検する。
c. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。
d. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否を点検し、連成計及び圧力計の数値を確認する。 ② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。 ③ 本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。 ④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無を点検する。
e. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。 ② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。 ④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。
f. 換気装置	① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。
g. 排気装置 ア. 消音装置	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検する。 ② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。
イ. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無を点検する。 ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。 ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	6 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
h. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。 ② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 ③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。
7. 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。
8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類
9. 耐震設置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。
10. 運転機能 a. 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、電動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。 ③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力 ④ 運転中に異常音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。 ⑤ 保護装置の検出部を実動作又は模擬動作させ、遮断機の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。 ⑥ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。 ⑦ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	7 / 10

点 検 項 目	点 検 内 容
c. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量 ・ 振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・ 背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部） ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。 ③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。 ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気システムからの排気ガス漏れの有無を点検する。 ⑤ 敷地境界線において騒音測定を行う。 ⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受けの温度を測定する。 ⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。
1 1. 予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具及び取扱説明書が備えてあることを確認する。
1 2. その他	当該非常用発電機に設置している始動用蓄電池については更新すること。 ※参照交換蓄電池 古河電池：MSE-150 12コ

(2) 役務写真

着工前、作業中、完了後及び隠蔽箇所となる部分を撮影し、工事用アルバムに整理のうえ完了後に提出すること。

(3) 報告

請負者は実施した点検について、作業報告書を官側担当者へ提出するものとする。報告様式については、任意とするものの表1の実施項目の結果良否及び測定値等が記述されたものを報告書として提出すること。

(4) 検査

役務の完了検査については、作業終了後点検報告書（写真を含む）を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって本役務完了とする。

件 名	非常用発自家電機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	8 / 10

5 その他

- (1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い、速やかに提出すること。
- (2) 請負者は役務完了後直ちに「役務完了届」を2部作成し、官側担当者に提出するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項について、役務に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。
- (4) 駐屯地内への立入り及び駐屯地内での行動は部内規則に従うこと。また、作業区域外への立入りは禁止するほか、施設等に損傷を与えた場合は速やかに報告するとともに請負者負担で現状復旧すること。

件名	非常用発自家電機点検役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	9 / 10